

ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は日高川町広告掲載要綱に規定する要領として定めるものであり、広告掲載の可否を判断するものである。

(広告掲載に関する基本的な考え方)

第2条 ホームページに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性をもてるものでなければならない。

(広告の仕様等)

第3条 日高川町ホームページにおける広告の仕様等は、次に定めるところによる。

- (1) 広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、広告主の事業内容、広告及びリンク先のホームページの掲載内容は、要綱第3条の規定によるものとする。
- (2) 広告の規格は、下記のとおりとする。
 - ・横 180 ピクセル×縦 60 ピクセル
 - ・500KB 以内
 - ・GIF、JPEG、PNG のいずれかのファイル形式
 - ・アニメーションは可とする。ただし、広告の大部分の領域が切り替わるもの又は点滅するものは不可。
- (3) 広告の枠数は、最大5枠とする。
- (4) 広告の掲載場所は、ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、町が指定するものとする。

(掲載の決定及び優先順位)

第4条 広告掲載の申込みが、ホームページ上の広告枠数を超える場合には、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 公共性のある団体及び企業等で、町内に事業所等を有するもの
 - (2) 前号に掲げるもの以外の企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
 - (3) その他、広告として掲載することが妥当であると町長が認めるもの
- 2 前項の規定による順序が同じ広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。
 - 3 前2項の規定によっても順序が同じ場合は、抽選により決定する。

(掲載申込み及び決定等)

第5条 広告掲載申込み及び決定等は、次に定めるところによる。

- (1) 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了は月の末日とする。ただし、月の初日又は末日が閉庁日の場合は、その翌日を掲載の開始又は終了日とみなす。
- (2) 日高川町広告掲載申込書（第1号様式）に広告原稿等の必要書類を添付して町長に提出し、決定を受けなければならない。

- (3) 広告掲載申込みがあったときは、町長は速やかにその内容を審査等し、広報誌掲載可否決定通知書（第2号様式）により申込者に通知する。
- (4) ホームページ上での広告掲載数は、1 広告主あたり 1 広告とする。
- (5) 広告掲載は、最長で 12 か月分までとする。ただし、年度を越えることはできない。
- (6) 広告掲載期間内に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長等を行わないものとする。

（広告掲載の取消）

第6条 広告主が、広告掲載を取消す場合は、次に定めるところによる。

- (1) 広告主は、広告を取り消そうとする日の 5 日前（閉庁日の場合はその前日）までに、日高川町 広告掲載取消届出書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。
- (2) 前号により広告掲載を取消した場合、広告料を還付するものとする。ただし、1 ヶ月に満たない料金は還付しないものとする。

附則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。